

議 事 確 認 書

東京・大阪HIV訴訟原告団（以下、両原告団という）と厚生労働省は、平成14年12月27日付厚生労働大臣に対する統一要求書につき、厚生労働大臣出席のもとでの定期協議を、平成15年7月11日午後4時15分から4時54分まで開催し、以下の点を確認した。

なお、当日の協議において厚生労働大臣は、薬害エイズ問題についての裁判所から指摘された重大な責任を深く自覚、反省し、悲惨な被害が二度と繰り返されることのないよう、再発防止のためのさまざまな取り組みや恒久対策についても引き続きできる限りの対応をしていくこと、及び、平成15年度分の協議も早く開催したいとの意向を表明した。

1. 遺族健康被害調査事業の実施について

厚生労働省は、実態調査において遺族に高い割合でPTSDがあるとの結果が出ていること等に対して、和解協議からこれまでの流れの中で、一体何ができるかということについて考え、遺族等相談事業の中でどうするかといったことも検討項目の一つになり得るということを踏まえて、両原告団と担当者との間で話し合いを行う。

2. 偏見差別の撤廃について

厚生労働省は、今なおHIV感染症に対する偏見差別が存在していること、その撤廃に向けて真剣に取り組む必要性を認識し、偏見差別の撤廃に向けての運動展開を両原告団と話し合い、他省庁と連携した偏見差別撤廃の取り組みなどを行う。

平成 15 年 11 月 28 日